

長 障 福 第 459 号
令和 4 年 11 月 16 日

児童発達支援事業所
放課後等デイサービス事業所
障害児相談支援事業所 御中

長崎市障害福祉課長

令和 5 年 1 月以降の個別サポート加算（I）の取り扱いについて

平素より長崎市の障害児支援にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、令和 3 年 4 月より一定の要件に該当する障害児を受け入れたことを評価する加算（個別サポート加算（I））が創設されたことに伴い、各事業所におかれましてはご対応いただいているところかと思えます。

個別サポート加算（I）は著しく重度及び行動上の課題のあるケアニーズの高い障害児を受入れている事業所に対して、支援を充実させるための報酬を加算する仕組みですが、更新申請時の取り扱い等が事業所ごとに異なることから、統一的な取り扱いをしたいと思います。

つきましては、令和 5 年 1 月以降の取り扱いを次のとおりとしますので、事業所におかれましては内容をご確認いただき、ご対応よろしく願いいたします。

記

- ①令和 4 年 12 月末更新分から、更新申請書または計画案のいずれかに、乳幼児等・就学児サポート調査票を添付していただくようお願いいたします。保護者、通所事業所、障害児相談支援事業所間で調整の上、調査票を 2 枚以上提出することのないように願います。
- ②乳幼児等・就学児サポート調査票は保護者に記入を依頼しても、事業所等本人の状態をよく知っている者が記載してもかまいません。もし事業所等が記載する場合は、保護者に個別サポート加算（I）の内容について説明していただくとともに、対象児が個別サポート加算（I）の対象となる時は、その旨をお伝えいただくようお願いいたします。
- ③個別サポート加算（I）の対象となるかどうかの判断は、乳幼児等・就学児サポート調査票、保護者からの聞き取り等を参考に障害福祉課で行います。また、疑問点の解消、定期的な確認等のため、障害福祉課から保護者への状況確認や事業所等に調査票の内容確認をする場合があります。
- ④個別サポート加算（I）の有無は、更新後の受給者証で確認するようお願いいたします。

長崎市桜町 2-22（別館 1 階）

長崎市障害福祉課支援係

担当 松下、清原

TEL 095-829-1141